

平成 2 9 年度  
東大和市地域福祉審議会会議録  
第 2 回 障害者部会

東 大 和 市 福 祉 部

**○事務局（小川障害福祉課長）** ……本日の会議については、全員出席というふうになっております。

本日は、第2回の障害者部会ということで、今年度中に第4次障害者計画・第5期障害福祉計画の方の策定を行うということで、素案の作成に向けてご審議等をいただくということと、それから、前半は、平成28年度の現計画の実施状況の報告ということで進めさせていただきたいと思います。

国の方におきましては、このところで、平成30年度からの障害者計画、30年度から5カ年、国の方は障害者計画については5カ年の計画になっておりますけれども、そちらの方の策定のために議論が始まったというふうなことを伺っております。今後、そちらの方の国の動向と、それから東京都の方でも東京都の障害者政策推進審議会というものがございしますが、そちらの方でも、次期の障害者計画・障害福祉計画の方の議論に入ったというような情報を得ております。それらを、踏まえて、これから計画案づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、ここから先の進行につきましては、部会長のA先生の方でよろしくお願いいたします。

**○A部会長** 改めまして、皆さん、こんばんは。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、会の公開と傍聴についてなんですけれども、本審議会は、原則公開となっております。傍聴につきましては部会長が決定することになっておりますけれども、本日ににつきましては、傍聴はないですか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** はい。いらっしゃらないということです。

**○A部会長** 分かりました。なので、傍聴希望者はおりませんということです。ご確認をいただいた上で、議事の1番目、今日お配りしてある資料の（1）ということで、平成28年度の実施状況報告ということで、ホチキスどめのこの報告書、こちらにつきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○事務局（小川障害福祉課長）** それでは、お手元の「平成28年度実施状況報告書」に沿って説明をさせていただきたいと思います。冷たいものを用意しましたので、適宜召し上がっていただきながら進めてまいりたいと思います。

1ページめくっていただきますと、「平成28年度実施状況の報告」という表紙があります。そちらの方に、「事業達成度の評価及びその理由について」というところで、3、2、1、0、それぞれについて、3が順調、2がおおむね順調、1が着手、0が未着手というような評価の理由になっております、というところの説明がありますので、今日、この後、全ての取り組み項目について評価の欄がございしますので、こちらの方を参照いただきながらご審議いただければというふうに思います。

1ページ目です。第4章「障害者に係る施策の展開」、目標1「自立を支える基盤づくり」というところからご説明を申し上げたいと思いますけれども、網羅的になりますと、

時間の都合もございますので、例えばこの1ページのところで申し上げますと、1-1のところに【新規】というふうな表示があります。主に、【新規】の項目と、それから、平成28年度で動きのあった項目についてを中心に、ご説明、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、目標1「自立を支える基盤づくり」、その中の「障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進」という部分で、1-1「障害者差別解消法に基づく取組み」ということで、こちらの方は、平成28年4月に法が施行されましたので、法の施行に伴った取組みというところで28年度は実施をいたしました。

実施状況のところではありますが、職員向けの研修を4回実施いたしました。この職員研修を行う前提として、市の職員の対応マニュアルというものを作成しまして、そちらのほうをテキストに研修を行って、今後、毎年このようなペースで実施をして、市の職員全員が一度はこの研修を受けるようなことを目標にして進めていく予定であります。

それから、この法律自体が行政機関及び民間の事業者等を対象にした法律ということですので、市内の事業者、医療機関と、それから商工会を通じまして、商工会での配布物の中にそのリーフレットを入れていただいたりというようなことに取り組みをいたしました。

それで、各職員に向けた研修を行うとともに、各課で取り組んでいただくということが大事ですので、その点についても取り組みをしていただいて、この実施状況の中では、2-3課で、それぞれ工夫をして取り組みをしたというような報告を受けております。その詳細については巻末の方にありますので、また後ほどご紹介したいと思います。

それから、評価の理由、評価としては3というところですが、先ほど申し上げた職員対応マニュアルにつきましても、市では、義務ということではないんですけども、法の施行に合わせて整合して作成をしたということと、研修会の中では、当事者の方に来ていただいて研修会を実施して職員にもよく伝わるように実施をしたというようなこともあって、3という評価になっております。

それから、次をめくっていただいて2ページ、3ページ目のところでは「相談支援体制の充実」というようなことで、このところはまだ取り組みがやや十分でないというようなところがございますが、3ページ目の2-6「難病患者の相談支援」、それから、2-7「発達障害者の相談支援」、これらのところについては、難病については、平成27年の法の施行、それから、さらにことしの4月にも法が改正されて、対象疾病というのが大幅に広がっております。それに伴って相談というところのニーズも高まっておりますので、今後、対応をしてまいりたいというようなことであります。

少しページが飛びます。5ページから、目標2ということで、「自立を支えるサービスの充実」というような項目です。ここから先は、障害者総合支援法に規定された介護給付費・訓練等給付費の利用についての項目になっております。

で、いろいろサービスが列記してあるんですけども、ちょっと飛びますが10ページ

のところで、居住系サービスとして、グループホーム、それから施設の入所支援というところについてであります。こちらの方は、第1回の部会でもご審議いただいたところで、入所施設から地域移行へというようなところでの取り組みになりますけれども、グループホームの利用者というのは、引き続きご利用が増えておるといふようなところですよ。

今年度、29年度になりますけれども、また一つ、市内でグループホームが設置されるということで、この秋から、9月から入居の予定ですよけれども、市内の作業所の運営母体となっているNPO法人で、10人規模だったかな、で開設が予定されていて、また、そちらでのご利用というのが増える見込みであります。

一方、同じページの4-2の「施設入所支援」につきましては、実利用者46名ということで、これは前年度と比べてプラス・マイナスゼロ人です。ただ、目標値が42人ということで、減らすということまでは至っていないといふようなことで、28年度の状況を見ますと、新規に入所された方が3人いらっしゃいます。それに対して、退所された方が3人いらっしゃって、プラス・マイナスゼロ。3人の退所というのは、高齢化ということに伴って亡くなられて退所という方がお二人、それから、入院になって退所で、その後、亡くなられたといふようなことで、結果、死亡退所というようなところになっております。そういうような状況で、なかなか、地域移行といふところは進んでおらないといふような状況があります。

それから、次の1ページめくっていただいて、12ページです。ここからは「地域生活支援事業の実施」ということで、こちらの方は、障害者総合支援法に基づいた市町村が実施主体となつて行う地域生活支援事業、といふようなことで、介護給付のところは国の基準で行いますけれども、こちらの方は、若干、市の裁量があるといふようなところで、取り組みも、そういう意味では少し独自色のあるところでもあります。

この中で、「理解促進研修・啓発事業」という1番目の事業が新規の扱いになっておまして、この計画に基づいて、平成25年度から、障害者週間に合わせて障害者理解促進事業というものを実施しておまして、障害の種別ごとに、毎年、取り組みをしております。平成28年度においては肢体不自由ということで、車椅子の方たち、ちょうどリオのオリンピック・パラリンピックがあつて、パラリンピック、障害者スポーツに関心が高まっているといふようなこともありまして、ボッチャとか、車椅子によるスラロームという競技ですよけれども、そういうようなものを実際に体験をしていただくような形での理解促進、「みんなの家」の皆さんにも非常に協力していただいて、みんなで一緒にある意味楽しんでいただいたり、そこでの交流というの也非常にできたかなといふふうに思っております。

それから、右のページにいきまして、基幹相談支援センターの関連で、6-4、6-6というところがございます。こちらについて、基幹相談支援センターというのがまだ取り組みがされていないところですよけれども、それに準じるような形で、機能強化の事業とい

うものがございます。こちらの方は、昨年10月に総合福祉センター「は〜とふる」が開設いたしまして、それまで精神障害の地域生活支援センターのみで行っていましたが、10月から、身体障害、知的障害の地域活動支援センターというような位置づけで相談支援を行ったというようなところで、このところは新たな取り組みとなっております。これで、3障害そろったというような形になったものであります。

それから、1ページめくっていただいて、14ページの「成年後見制度法人後見支援事業」につきましては、まだこの部分というのは取り組みが十分ではありませんが、昨年、法の改正がありまして、「成年後見制度利用促進法基本計画」を各自治体でつくるようにというようなことになるということです。その情報収集をしたというような取り組みが少し歩みを進めておるといふようなところであります。

それから、もう1ページめくっていただいて16ページです。こちらの方も総合福祉センター絡みでありますけれども、地域活動支援センターを、「は〜とふる」の開設に伴ってI型ということで実施するようになった。それまで、その下にある「みのり福祉園」というところでII型という形で実施をしていて、I型とII型の違いというのは、II型の方は主に創作活動ですとか、そういうものの機能訓練だったりとか、そういう、講座を中心とした活動です。一方、I型というのは、その講座に加えて、相談事業等を、専門的な職員を置いて実施するといふようなものであります。半年ですけれども、みのり福祉園の時よりもずっと利用者が増えて、まだまだこれからといふところではありますけれども、身体・知的の方への相談支援、あるいは、プログラムの事業といふところが充実をしてきたといふところであります。

それから、次に19ページですけれども、「児童福祉法に基づく給付費の支給」ということで、この部分が、次期計画では障害児福祉計画といふことになる部分です。一応、現計画においても、こういう形で、当市においては既に掲載はしておるといふような形です。

これのうち、特に、真ん中の7-3「放課後等デイサービス」につきましては、障害のあるお子さんといふのが非常に増えておまして、利用者といふのが、29年度見込みといふのが65人となっておりますけれども、28年度末で76人、今年度に入ってもさらに増え続けていて、今は恐らく90人くらいの支給決定をしていると思ふんですけれども、そういうふうに、この放課後等デイサービスのニーズといふのは非常に高まっておるといふような状況であります。

それから、次のページからは「在宅障害者支援事業の実施」ということで、こちらは、どちらかといふと市の独自の事業といふ部分であります。

で、これの中のうち、23ページで、事業が終了したといふような表記のものが、福祉車両といふものと、のぞみ集会所の運営事業といふのがあります。

のぞみ集会所の運営事業につきましては、これも、総合福祉センター「は〜とふる」の関係で、あちらの方に、多目的集会室といふものを設けて、こののぞみ集会所の機能を移

転したということでありますので、全くなくなっちゃったというよりは、発展的に継承をしたというようなことでもあります。

それから、その上の福祉車両につきましても平成27年度に事業が終了しているんですけども、これも、社会福祉協議会の方に事業を引き継ぎまして、より幅広い形で活用がなされるようにというところで実施をしております。

少しページが飛びます。28ページ、「ライフステージに対応した支援の充実」と、3番目の目標がございます。こちらの方は、今までのところは主に障害福祉課が所管しておりますいろいろなサービス等についてでしたけれども、ここからは、障害のある方の生涯にわたってさまざまな部署で取り組みをしておるものについて記載があります。

で、これのうち、1番目の「保育・療育・教育の充実」というところで、こちらも、先ほどの放課後デイの話と重なるところがございますが、障害のある児童というのが非常に増えております。そういう中で、特に発達障害の関係、必ずしも障害者手帳をお持ちでないようなお子さんというのが非常に増えてきて、29ページの学童保育においても、10施設で29人受け入れということでもありますけれども、こちらのほうの数も非常に増えております。いろいろ聞くとところによりますと、これは、あくまでも障害児枠ということで受け入れている人数ですけれども、それ以外にも、実際には、発達障害をお持ちのようなお子さんも受け入れておるといようなことを聞いております。

次のページですけれども、そういう事もございまして、障害のある子どもの支援体制の構築ということで、なかなか1つの部署だけで済む課題ではございませんので、市の中で横断的な連携を図っていこうということで、障害福祉課が一応音頭をとる形で発達障害者の支援の連絡会というものを年2回実施して、ここに記載のある、健康課、子育て支援課、保育課、障害福祉、それから学校教育というようところで情報交換をして、連携を図っていこうというところでの取り組みを始めたところでもあります。そういう意味で、まだまだこれからの取り組みというところが必要になってくるということで、2というような評価が主になっております。

右側のページの31ページで、「就労の支援」です。こちらのほうは、障害者の一般就労というところが、法定雇用率の引き上げというのがこれから行われる、来年度行われるということになっておりますが、やや、そういう意味では追い風がございまして、一般企業での雇用というのが非常に伸びております。それに適切に対応するために障害者の就労支援事業というのを市でも始めましたが、この10月で、総合福祉センターのほうで……それまでこの会議棟に就労支援室というのがあったんですけども、そちらを10月からは障害者就労生活支援センターというところで引き継いでいただいて、事業の拡充を図っておるといようなところです。

それから、このページの2-4で「障害者優先調達推進法に基づく調達の推進」というところで、こちらの方は市内の作業所の皆さんと一緒に取り組んでまいろう。その中でも、

市役所における調達を増やしていこうということで、年に、こちらも2回、障害者就労推進庁内連絡会というのを開催して、そこで作業所の皆さんにもプレゼンテーションをしていただいて、各課での調達を高めていくというような取り組みをしております。

平成28年度においては、そこに記載のあるとおり、前年度に比べて300万余り増があったということで、法の取り組みに関しての成果も少しずつ増えているところかなというふうに思っています。

それから、32ページ、「生涯学習と社会参加の支援」ということの部分では、「学習機会の保障」ということで、社会教育の分野で、さまざまな障害者の方の優遇制度といいますか、プラネタリウムの観覧料を免除したり、体育館のトレーニング室の利用料の減額だとか、そういうような取り組みが最近広がっております。それに伴って、利用者の方も増えてきているというような報告をいただいているところであります。こういう形で社会参加の機会というものが広げられるということも、いろんな形で必要であろうというふうに考えておるところであります。

それから、34ページ、35ページ、目標4「共に生きる地域づくり」の中で、「障害者理解の推進」、それから35ページでは「障害特性に配慮したバリアフリー化の推進」というような取り組みを取りまとめたところです。こちらの方は、地域生活支援事業のところとも重なりますけれども、障害者理解のための啓発事業として、理解促進事業の実施等がございます。

それから、右側のところの「視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実」というところで、障害福祉課の取り組みとなっておりますけれども、障害福祉課の方で作成するパンフレット等について、音声コードつき、あるいはデージー方式のパンフレットを作成して視覚障害者の方へ配布をしたり、というような取り組みをしております。平成28年度は、ちょうど差別解消法の施行というのがありましたので、その職員の対応マニュアルをデージー方式のCDにして配付をしたというような取り組みがございます。

ここは障害福祉課の取り組みだけしか書いてないんですけれども、後ほど、差別解消法に伴った取り組みというところで、各課でも一定程度取り組みがされておるといったことがここに記載があります。

それから、同じく35ページの「市のホームページの情報アクセシビリティ」、アクセシビリティというちょっとやや聞きなれない言葉ですけれども、情報を得やすくするような取り組みということで、現在、今年度なんですけれども、ホームページをリニューアルして、そのリニューアルの中で、特に重点的な取り組みとしてアクセシビリティの向上ということで取り組んでおるところなので、まだ成果として具体的に出てきていない部分もありますけれども、今年度の秋以降にリニューアルをするというような取り組みを28年度からは進めておるところであります。

36ページの次のページ、「手話通訳設置のための予算措置」、こちらの方も、情報支

援というところで各課の取り組みを集約しているところですが、この手話通訳の設置のための予算の措置というところも、各課で積極的になされておるところであります。

それから、次の1枚めくっていただくと、「差別解消法に伴う各課の取り組み」というところで、先ほどの23課での取り組みが記載されております。ここの中では、ごみ対策課で、例えばごみのカレンダー、あれの音声版を作って、毎年配布をしている。それから、地域振興課の中では、「は一もにい」という男女共同参画の情報誌、そちらのほうも音声版をつくって配布をしているというようなことで、もともと、市報、公民館だより、議会報という音声版を作っておりましたが、そういう取り組みがいろいろな課でも広がっているというような状況が、差別解消法の施行に伴ってより促進されつつあるというところで、この辺は今後、市として積極的に取り組んでいかねばならないところだなというふうに考えております。

最後、評価を集計した表がついております。

ざくっとした説明ですが、以上です。

**○A部会長** かなりボリュームのある報告書に、力点を置きながら説明していただきました。

それでは、ただいまの説明なり、この報告書に関して、委員の皆様方のご意見、ご質問等を頂戴したいと思っておりますが、それに当たりましては、冒頭に名前をおっしゃってから発言していただくようお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

委員A、どうぞ。

**○委員A** Aです。報告、4点ぐらいあったかな。

まず、差別解消法ですけれども、苦情を受け付ける窓口が、障害福祉課と職員課にあったと思うんですけれども、苦情って何点ぐらい来ているんですか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** お一つずつ答えたほうがいいですか。

**○委員A** そうですね、次はまた違う質問ですので。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 苦情というか、相談窓口というところで設けさせていただいています。それで、障害福祉課と職員課というところは、市の職員についての相談については、職員課ないしは障害福祉課。それから、それ以外に、民間事業者等についての相談というところについては障害福祉課、というような区分けをしておるところです。

それで、相談の件数については、実はそんなに多くはございません。市の職員による対応についてというところで4件ほど、それから、民間事業者に関して言うと1件ですか。統計上というか、相談の件数としてカウントしているのはそんなような件数になると思います。

**○委員A** 分かりました。ありがとうございます。

それから、2つ目ですけれども、いわゆる相談、こっちの本論のほうの相談なんですけれども、実は、計画相談を申請しているその人数は、ここからは読めなかったのですが、計画



相談、今年の1月1日現在、障害者が4,063人でした。で、そのうち計画相談をされている方の人数は分からなかったの、その人数を教えてくださいのと、あと、発達障害とか高次脳機能障害とかっていう人たちって、基本はそういう受給者証とかはない、障害者手帳はないので、そういう人たちの相談の扱いというのは、有償、お金を取っているのか、なんか無料でやっているのか、そういう人たちの扱いについて教えてください。相談対策の2点です。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 相談の部分ですけれども、この報告書で言いますと、計画相談の部分は11ページになります。確かに、この人数というのが、これ、国の方の指示で、一月あたり何人と計算しろというようなことなので、実利用者数96人となっているんです。

ですから、その月に、計画相談というのが、新規に計画をつくる場合と、それからモニタリングとって、半年に1回あります。だから、1人の人に対して大体年2回あるんです。それをその月に何人やったかということによって96人という数字が出ているんですけれども、今のご質問に対してということで申し上げますと、この計画相談の対象というのが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、ないしは児童福祉法に基づくサービスのご利用者という事になるので、大人のほうの方で言うと、629人、それから、お子さんの方で言うと108人という数字であります。

それらのサービスを受けている方のうち、計画相談を利用されている方というのは、大人のほうの方で言うと629人のうち626人、99.5%、それから、児童のほうで言うと100%、108人全員が計画相談のご利用をされているという状況です。

それから、発達障害、高次脳機能障害に関して言いますと、3ページのところで掲げております。これは、手帳がないから有料とかということではなくて、手帳の有無にかかわらず、相談というのは受けております。

ここにある件数というのは、主に、障害福祉課の中でも相談支援係の方で相談を受けておる件数というところで、なかなか実態というのは把握し切れないところですが、それなりに相談を対応しておるというような状況です。この辺の相談の体制というのは、なかなか充実させていけないところでありまして、今後の課題かなというところなんです。

**○委員A** ということは、この発達障害とかという人は、あくまでも市の方で相談を受けているということ。

**○事務局（小川障害福祉課長）** いろんなところで相談というのはありまして、発達や高次脳の方では、例えば精神障害者の地域生活支援センター「ウエルカム」、あるいは今度の10月からは「は〜とふる」の方でも相談というところでは、いろんな障害が重複している方がいらっしゃると思いますので、そういう中で相談を受けるというケースがございます。

**○委員A** 分かりました。

では、3点目なんですけれども、私も視覚障害者なので同行援護の話なんですけれども、

この数字はともかくとして、来年の4月から経過措置がなくなって、いわゆる講習を受けた方が同行援護の事業者になるということになっていると思うんですけども、日盲連、日本盲人会連合の調査でいくと、全国平均で約10%の事業者がやめたと言っているんですね、同行援護を。で、東大和はその辺、どうなっているのかなというのを伺いたいたいんですけども。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 今ご質問のありましたところは、7ページの同行援護というところですけども、視覚障害の方への外出の支援ということで、その経過措置という点に関して申し上げますと、同行援護の研修を受けた者でなければ支援ができない、ということではないということ、ヘルパーの資格を持っている方で、視覚障害の方への支援の経験年数が何年以上とあってある方は、引き続き、研修を受けるということが必須でなく支援ができるというふうに、以前、その経過措置のことが話題になったときに東京都とかに私の方で確認をして、そういう意味では、同行援護の研修を絶対受けていなければ支援ができないということではないというふうな意味で、事業所が撤退するということは余りないというふうに、私の方では把握しているところです。

**○委員A** そうですか。それは……

**○事務局（小川障害福祉課長）** その研修の義務というところが、その研修を……もちろん、ヘルパーの資格ではなく、その研修を受けた方には支援を出来るというのはあるんですけども、以前、事業所に調査をした中では、主にその研修だけを受けた方ということではなくて、ヘルパー資格を持っている方が、視覚障害者の方への支援の経験年数もあって支援をしているということが割合と多かったので、そういうことで、事業を撤退してしまうというところは、余り、正直、危惧はしていないところです。

**○委員A** そうですか。分かりました。私の方も確認してみますので。ありがとうございます。

あと、最後の4つ目の質問ですけども、就労関係ですけども、就労継続とかを受けて一般就労の方に切りかえるときに、よくジョブコーチが、何時間とか、何日までくっついてやっておる。もちろん、行政の費用でやっているんですけども、東大和はそういうジョブコーチみたいな制度がありますか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 今の関係で言いますと31ページの部分ですけども、ジョブコーチの制度というのは2通りございます。1つは東京しごと財団というところで派遣をするジョブコーチ、それから、もう一つが、東京都障害者職業センターというところを通して派遣するジョブコーチ。ですから、各自治体で独自に持っているということではなくて、それらの制度をこの就労支援事業の中で活用するという事なんです。ですから、自治体独自でそのジョブコーチのための予算とか人材を持つという必要は、原則的にはないということなんです。裕福な自治体では、そういう自前のジョブコーチ的な方を設けて、さらに上乗せするような形でやっているところもあるように聞きますけれども、

一般的には、そのしごと財団、それから職業センターのジョブコーチ制度を活用するということです。

○委員A 分かりました。以上です。

○A部会長 他、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、時間の関係もございますので、次の議事（2）に移らせていただきます。

次の（2）は「計画の名称・理念等について」ということでして、こちらも事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、資料1に沿ってご説明を差し上げたいと思います。

まず、計画の名称についてでございます。

前回の部会でもご説明いたしました、次期計画から、障害児福祉計画、児童福祉法に基づいた障害児福祉計画を策定する必要がある。で、東大和市においては、こういった、今、実施状況の中でも触れましたが、既に内包するような形で作成しておりますので、次期計画においては、障害者計画、これが障害者基本法に基づく計画です、それから障害者総合支援法に基づいた障害福祉計画、それから児童福祉法に基づいた障害児福祉計画、この3つを1つの計画として扱うということになる、というふうに見込まれます。

そうしますと、名称としてやたら長いということになって、一言で言いあらわせるような略称というか、総称を何かつけたほうが、市民の皆さんにも見てもらったときに、題名がやたら長い計画というのはいかがなものかというふうに思いまして、総称として「東大和市障害者プラン」みたいな総称を設けて、その計画の中身はこの3つの計画ですよ、というふうにはいかがかなというふうなご提案であります。

これ、今の計画がこの第3次東大和市障害者計画、第4期東大和市障害福祉計画、普通に言うところにもう1個、同じようなのが入るというようなことで、計画を読み上げながらも、ちょっと何か、そういう総称として名称をつけるという。

意味合いとしては、その3つの計画を一言で言いあらわすという事と、計画の理念や目標というところにもかかわってきますけれども、東大和市の障害者に係るプランを総合的にどういうふうに進めていこうかというようなことを言いあらわせるかな、というところで、このような提案を考えたところであります。

説明を先に全部したほうがいいのかと……

○A部会長 そうですね。

○事務局（小川障害福祉課長） で、1ページめくっていただいて、計画の理念についてでございます。

前回ご審議いただいた中で、「共生社会」というところが今回の計画のキーワードになるのではないかというようなご意見をいただきました。真ん中にある『障害のある人の人

権が尊重され、障害のある人もない人も、共に生きていけるまち東大和』というものが、今の、現行の計画の理念であります。これをもうちょっと、「共生社会」というようなところを踏み込んだ表現にはいかがかなというふうなご意見もございました。

それと、もう一つ、今度の計画の中で、障害児の支援の拡充という部分ですとか、高齢障害者の課題の解決として共生型サービスの創設というふうなことも出ておりますので、障害児から高齢障害者まで、あらゆる世代というふうな視点が一つ。それから、先ほど申し上げた、共に支えあう共生型社会の構築という視点がもう一つ。これらを踏まえて今の理念を手直ししてはどうかというふうなことで、一番下のところに記載をしております『障害のある人もない人も、全ての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を』というふうな理念に変更をしてはどうかというところが、2つ目の提案でございます。

それから、3番目、この理念に基づいた計画の目標についてでございます。

現行の計画で、目標を大きく4つに分けております。これらについては、体系的なものになりますので大きく変えるということはないかなというふうに考えておりますが、今の「共生」というような部分を重視するという意味で、目標4について、「共に生きる地域づくり」というような目標を、「共生社会の実現をめざした地域づくり」ということで、より明確な表現を取り入れてはどうかというふうにするところが1点。

それから、その目標の中身の部分の表現で、「障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁をなくする必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発事業の推進、障害の特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとっての安全・安心なまちづくり」、そして、「自助・共助のまちづくり」というようなところで、「共に支えあう」というようなところをちょっと強調するような取り組みを含める、というふうなところを加えるということを検討を願えれば、というふうなところでは。

それから、4点目が、次の、計画の構成の部分ともちょっとかかわるんですけども、そういう意味で、次の計画の構成では、いろいろな取り組み項目が、並列列記というんですか、してありますけれども、以上のような目標を踏まえて、重点的に取り組んでいくというふうな施策を掲げたらどうかというふうに考えて、この重点施策というのは、現計画では特にそこまで掲げていないところなんですけれども、いろいろある施策の中で、特に力を入れて取り組む必要があるというふうなところを3つほど掲げてはいかがかな、というふうに考えました。

これについては、前回、計画のために、事前調査というところのご報告をさせていただきました。その中からも課題として浮かび上がってきている課題を踏まえて、新たにこういう重点的な施策ということで定めてはいかがだろうかということでもあります。

大きく分けて、3つございます。

1点目が、「障害者の権利擁護や理解促進のための施策」に取り組んでいく。こちらは、

前回の事前調査の中でも、これから取り組んでいってほしい施策のたしか筆頭に、「一般の方の障害者理解の促進」というようなこともございました。それと、今の差別解消法ですとか虐待防止法、それらの新しい政策動向なんかも踏まえて、共生社会の実現のためには、まずこの部分が必要じゃないかというところで、特に、知的障害のある方や精神障害のある方は日常生活で差別や偏見を感じております。共生社会実現のために、権利擁護や理解促進を進める施策に取り組んでいく、ということで、差別解消法に基づく取り組みですとか、理解促進の取り組み、虐待防止法の取り組み、それから、成年後見制度や権利擁護の事業というのがまだまだ広く知られていない、広く利用されていないというようなところもございますので、そういうところを重点的に取り組んでいったらどうかというようなことが1点目です。

2点目が、「地域で安心して暮らし続けるための施策」、事前調査の中で、今現在、家族と暮らしているけれども、将来、高齢化や障害の重度化に伴って、今までの暮らしが続けられるか不安という方が多くいらっしゃる。そういう中で、安心して地域で暮らし続けるための施策というところが重要になってくるということで、1つは日中活動の場の整備、それからグループホーム、それから、短期入所等の自立生活のための体験の場、そして、この障害福祉計画の指標として掲げられている、地域生活支援拠点の整備ということに、この3年間の中で、今申し上げた取り組みに合わせて重点的に取り組んでいく必要がある施策かなというところで、掲げてはいかがかなというところです。

それから、重点施策の3が「障害者の経済的自立と就労のための施策」、事前調査の中で、とりわけ精神障害の方の中には、就労を希望しながら就労が困難だというような方が多くいらっしゃる。そういうことで、経済的な自立が阻まれるというようなことがございます。また、一方、先ほど申し上げましたとおり、企業での雇用促進というところが進んでおるといふようなところも含めて、就労の支援というところは、これから3年間の中で積極的に取り組んでいくべき項目かなというところで、そこの中では3点ほど、取り組みを掲げております。

1つ目が、今申し上げた一般就労の就労者の増。

それから、なかなか東大和市は、地域的な事情で申し上げますと、市内の企業、事業所というのは、大きい事業所がないんです。そういう中で雇用の促進というのはなかなか難しいところもあるので、そういう一般企業の雇用の促進だとか、あるいは、今、就労継続支援B型にいらっしゃる方たち、そういう方たちの、一般就労に向けて意欲を引き出していく、そういうような取り組みを進めていく。

それから、もう一つは、障害者就労施設、いわゆる作業所の工賃アップ、そういう部分に取り組みを進めていくとかといった、そういうような、重点施策ということで掲げてみてはいかがかというようなお提案であります。

以上です。

○A部会長 それでは、1番の計画の名称について、まず、委員の皆様のご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、現行の計画にプラスして、今度、児童福祉法関連の第4期障害福祉計画が入ってくるということなので、これを総称して、まだ決定ではないということでもよろしいのでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） そうです。

○A部会長 基本的には、呼びやすいというか、市民の方々にとって親しみやすいというか、そのような形の何らかの名称を考えたらどうかということで、今、仮として、「東大和市障害者プラン」といったような名称をつくってみたらどうかというようなことで、基本的にはその部分と、あとは、障害児福祉計画もあわせて策定していくということになったので、ということですね。このあたりについて、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員B 外池ですけれども、名称のことなんですけれども、「プラン」というのは「計画」と同意、同じ言葉ですよ。ですから、いろんなことを包括しているという意味であれば、例えば「総合プラン」とすると、ちょっと踏み込んだような。「総合プラン」とか。という1つの私のアイデアなんですけれども。

○A部会長 ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉課長） 「計画」を英語で言うだけで。

○委員B だけで。「総合プラン」とすると、ちょっと踏み込んでいるかなと。

○事務局（小川障害福祉課長） なるほど。ありがとうございます。

○委員B 1つの考えですから。素人の考えで。

○A部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。どうぞ。

○委員C Cです。今のお話に関連してると思うんですが、本当に「プラン」というそのものという中で、今ご説明をいろいろいただいた中で、やっぱり地域住民の共生ということを強調されていますので、「共生」ということが何かうまく入ってきていいかな、なんて思いました。

「共生プラン」と言っても、じゃあ、何なんだということは、ちょっと分かりにくいかもしれませんが。

○A部会長 ありがとうございます。

これは、意図としては、要するに従来どおりの形で第4次、第5期、第1期と並べるのはちょっと、もどかしいというか、長過ぎるよねということで、総称した形で何らかの、今決定ではなくて、いろいろプランをいただきながら決めていきたいというのが多分趣旨だと思いますので、そこについてはよろしいですか。

あと、これの、要するに、その総称する呼称を決めるというのは、まだ先でもよろしいわけですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。次回、素案という形でご提示させていただくので、そこで最終的な議論をいただいて、その次は、その素案がパブコメの計画として出されますので、市民の目に触れるということになるんで、そこでは一応、案として固まったものとして出したいというふうに考えています。

○委員A　Aですけれども、「総合プラン」でもいいですけれども、そこには、第1期とか、第何次とかという意味合いは入りますか。

○事務局（小川障害福祉課長）　だから、括弧書きでは、それぞれの計画の期を入れようとは思っているんです。

○委員A　そうすると、総称は変わらないけれども、3年たったら、この括弧書きのほうがそういう……

○事務局（小川障害福祉課長）　そこをどういうふうになってなるんですよ。

○委員A　そういうふうに変わっていく、というイメージですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。国のほうも、この第何次とかというのは常につけているんです。だから、ここからこの「第何次」とかというのを外しちゃうというのはちょっと、国や都との整合性というのがとれなくなっていくので、ここは外せないかなとは思ったので、そういう意味で、総称するような名称があれば、皆さんも言いやすいというか。一々、この3つの計画を……

○委員A　長いですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　そのたびに言わなきゃいけないというのも何だか大変だなというか、親しみやすさというような……この計画ってなかなか、何だろう、どうせ誰かがつくった私たちに関係ないものだ、みたいな一般的な受けとめ方もされちゃうとよろしくないかな、なんて思っていて、愛される名称をつくりたいなど。

○A部会長　ありがとうございました。

これ、国とか都のほうで、例えば障害福祉計画と障害者計画、これを、初期のころに、単独でそれぞれつくってもよろしいし、障害福祉計画の中に障害者計画を入れ込んだ形で一本化してもよろしいみたいなことが、どちらかという国の方の指針みたいなことで整理されたと思うんだけど、今回のこの障害児福祉計画についても、そのような、国なり都なりの何かこう、計画の策定に当たっての何らかの指針みたいなことが出ているのでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。国の指針自体は、この障害福祉計画と障害児福祉計画については、国の指針というのは一本の指針なんです。一方、この障害者計画については、その策定のスパンも、障害福祉計画、障害児福祉計画は3年なのに対して、障害者計画のほうは5年スパンで、これ、また国の省庁の関係がございまして、障害者計画って内閣府が所管したんですね。ですから、厚生労働省からの計画と、また内閣府の計画とは何か別ものみたいな扱いが、ちょっと……

○A部会長 ややこしいということで。

○事務局（小川障害福祉課長） そうなんです。ですから、国としては、この障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画は別もの、で、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的なものというような示しがあります。

○A部会長 とりあえず、言葉、言っている言葉で、言っている意味だとか対象を表現するって、本当は委員の皆様にお考えいただいて、「総合」とか「共生」というような、今、案も出ましたけれども、他のもっと大きな、地域福祉計画だとか、もっと上の案だとかいうところの名称との兼ね合いとあって多分あるでしょうし、「共生」というような言葉も、他との絡みでどうかということもありますし、ここではちょっと決め切れないというものがありますので、また、いろいろお考えいただいて決めていただければと思います。

続きまして、2番と3番は修正というふうになっていますけれども、計画の理念と目標です。

理念については、これも、誤解を恐れずに言うと、言葉遊び的な部分もあったりするかもしれないと思うんですけども、ただ、理念のほうについては、基本的には加えるべき視点ということで、「あらゆる世代」、それから「共生社会、共生型社会の構築」というようなところを強調すべきであろうというようなことで、とりあえず、こういった案が示されている。

それから、目標については、この目標4のところ、こちらはその理念に基づいた形で「共生社会」というようなことで、若干の修正をしたらどうかというふうなプランということで整理されているかと思いますが、2の計画の理念、3の計画の目標について、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

蒲生ですが、「共に生きていける」という表現と「共生社会」というのは、同じようで違うのか、違いがよく私はわからないんですけども、何なんでしょうか、私、これ、個人的な感触なのかもしれないんですけども、「共生」という言葉と「共に生きる」という言葉で言うと、感覚的には「共に生きる」のほうがピッタリ合うじゃないかな。個人的な印象ですよ。

共生社会、これは個人的な感触の問題なのかな。何となく私の中では、「共生」という言葉にちょっと違和感を感じるような部分もあって。ということで、わざわざ「共生型」とか「共生」という言葉にすべきなのかどうかちょっと……それでもいいのかもしれないんですけども、「共に生きていける」という表現と、「共生社会」の、その違いを盛り込むということで、この「共生社会」という言葉が最もフィットする言葉なのかどうかというのは私の中ではよくわからないので、多分、市民の皆様のご意向だったりということも含めてこういうふうになっていると思うので、これ、だめだと言っているんじゃないんですけども、言葉の語感としてどうかみたいのを感じたというのが1点と、あと、計画の目標についての、これも、共生社会実現云々のところなんですけれども、この精査される



意図はよく分かるんですが、「自助・共助のまちづくり」というところがアンダーラインで強調されちゃっていると、じゃあ、公助はどうなのというふうに、私、どこかが曲がっているもので、というふうになかなかいかないみたいな、若干心配みたいな感じ、ちょっと出てきているので、ここにアンダーラインをわざわざ入れる必要があるんだろうかといったようなことが……

○事務局（小川障害福祉課長）　　というか、新規にここに加わった、そういう意味で、今回、わかりやすいように引いただけであって、実際は、ここはアンダーラインはとります。

○A部会長　　そういうことですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　　はい。

○A部会長　　すみません、感覚的な意見を申し上げました。

○事務局（小川障害福祉課長）　　まさしく公助の必要性というか、十分ありますが、その部分は、どちらかという目標2のところ、公的な責務というか、を果たしていくというところは、目標2のところ、で、4のところは、そういう意味で、非常に、地域に暮らしているいろんな方たちが協力し合っという。

○A部会長　　そういうことですね。

すみません、要らんことを言ったかもしれません。

他、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員B　　今の先生のと関連しまして、私もよく分からないんだけど、例えば「外国人との共生」とかっていう言葉をよく聞くんですね。それぞれ異質な人たちが、いろいろ形成……多様化を認めていく。だけれども、そこには、外国人は外国人としてしっかり認めていこう。在日朝鮮人だとか、いろいろ。で、障害のある人とない人の、これはしっかり見据えるとか、違いとか、それはどういうふうに考えたらいいんですか。「共生社会」という言葉を使うことと関連して。そこが分からない。

○A部会長　　そういう意味でね。

○委員B　　違いはしっかり認めることが大事なことなんでしょうか。見据えることが。

○A部会長　　Aですが、ちょっと要らんことをしゃべるかもしれませんが、「統合」という言葉もありますよね。統合教育とか。で、「統合」という場合には、要するに、障害のある人と、とりあえず障害のない人を別なものにくっつけた上で、それを統合するということで「統合」なんですよ。

で、「メインストリーム」みたいなところもあるんですけど、だから、前提として、分けないというふうに、今、だんだんできてきているんですよ。だから、とりあえず、障害がない人と、何らかの障害のある人というものが別ものであるという前提でそれを統合するんじゃなくて、もともと同じ人でしょ、というふうなことになってはきているんですけど、ただ、そのあたりは、この「共生」という言葉できちんと表現できるかどうかというのが、これは多分、人によって観点が違う部分があると思うんですよ。

ただ、東大和市のそのニックネームというか、よく分かりませんが、プランの骨格部分を表現するものとして、市民の方々のまたご意見を聞く機会もあると思うんですけども、その「共生社会」なり「共生」という言葉をあえて使っていくということもあるでしょうし、従前どおりに、「共に生きる」とかいうひらたな表現でよろしいかというご意見もあるでしょうし、それは多分、人によって感触的に違ったりするとは思うんです。

私はどっちでもいいんですけども、ちょっと曲がっているところがあるので、あえて「共生社会」ということでいいかどうかというのを、ちょっと誇張して申し上げましたんですけどもね。ありがとうございます。

○委員 A Aですけども、これも蛇足かもしれないですけども、どっちかというと、英語のインクルーシブの、そっちから「共生」という言葉が出てきちゃっているの、その訳のほうで使われちゃっているの。

ただ、障害者団体なんかは、「共生」という言葉はそっちの訳で使っているというのは素直に入ってくるんですけども、一般市民でどうかというと、ちょっとこれ、本当にわからないですね。「共生」がいいのか、「共に生きる」のほうがいいのか。

○A 部会長 難しいところですね。

○委員 A 難しい。

○事務局（小川障害福祉課長） 本来、分け隔てられることがないのが望ましいけれども、現状として、障害者を分けて考えざるを得ないというか、そういう現状認識に立った上での「共生」というような意味合いでもあります。

○A 部会長 蒲生ですが、国でなければ、割と、「共生」という言葉をだんだん多く使うような方向になっていきますので、そういう意味では徐々に浸透しつつあるかもしれないんですけども、ただ、私が変に気にしているのは、昔、細菌学から来ているんじゃないかというようなことがあって。「共生」という概念が。細菌の共生だとか、それから生物学とか。だから、そのあたりから持ってくるのって、ちょっと安易過ぎるだろうという指摘を聞いたことがあるもので、そのあたりが私の中でひっかかっている原因になっているかもしれないんですけども、ただ、一番いいのは、東大和市の計画ですから、東大和市の市民が快く受け入れられるような表現を選んでいくということだと思いますので、私が決めることでは全然ありませんので、いろいろご意見を頂戴しながら、パブリックコメントもいただきながら、ということで進めていただければと思います。

よろしゅうございますか。

時間の関係もございますので、4番の新規の重点施策をつくったらどうかというようなことで、これは事前調査の結果を踏まえてということで、1、2、3ということで、これは最近の法改正のあたりについて取り込まれていますし、それから、国、それから、都、それからいろんな自治体で課題となっている、日中の生活の場と、それから皆さんの地域の中での生活の場、あとは体験のことも盛り込まれていますし、それから、近々、改定が

見込まれている、法定雇用率の関係も含めた、精神障害の方を中心とした就労についてのことも盛り込まれているということで、新規というようなことで、こういった施策を重点的に盛り込んでいくというような整理がされていますけれども、このあたりについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員D Dです。

重点施策を設けていただくことは大変結構なことだと思うんですが、具体的にもう少し書き込んでいただけたらどうかという問題提起なんです。重点施策の2です。ここに書いていただいている、「地域で安心して暮らし続けるための施策」ということで触れていただくのは、これは全く正しいんですけども、基本的にはやっぱり、支援者である家族の高齢化というようなことにおのずと出ていると思うんですけども、基本的には、その障害の程度にもよるけれども、お一人お一人の障害をお持ちの方が自立を目指していく、その場を確保する、ご家族の高齢化とか、ご自身の障害化ということで、基本はこうだと思うんですけども、自立を目指すことができない全介助の障害をお持ちの方が、やっぱり在宅で暮らしておられる方がおられるんだと思うんです。

ですから、1行目から2行目、「支援者である家族の高齢化」というところにもう来ているとは思いますが、や、いわゆる、親亡き後の問題というようなことも意識をさせていただいて、その具体的な展開として下に具体的な取り組み、事業名が4つ並んでいますが、2番目のグループホームの後あたりかな、こちらのほうの実施状況報告だったら10ページのところの4-2ですね。

非常に課題があって難しいところだということは、私も理解しているんですけども、施設入所支援というところも、やはりグループホームだけでなく、やっぱり重度の障害をお持ちの方は、ご家族で、今現在は在宅のサービスなどを精いっぱい利用しながら、やっぱり全介助の支援をお父さん、お母さん、しているわけですね、まさに。でも、そのお父さん、お母さんがいつかは先立たれるわけで、その後は誰が全介助するんですか。グループホームでは済まない人が絶対いるんですよ。

ですから、もう、十分認識を市ではしていただいていることは理解をしているんですけども、高齢化だけじゃなくて、高齢化や、いわゆる親亡き後の問題とか、また、自身の障害の重度化というようなところで、しっかり、市役所も忘れていないよ、障害をお持ちの方々にとって一番不安なことは、やっぱり不安……いつまでもここで暮らしていけるだろうかというところの不安について、しっかりと、行政も、ボランティアもみんな忘れていないよというメッセージを発していただいたほうがもっとよくなるんじゃないかなと、ちょっと僭越ながらそういうふうに思いましたので、最終的にはお任せしたいと思いますが、グループホームだけでは済まないような、人数は少ないかもしれないけれども、極めて重度の方々がおられるということで、ご家族がいなくなった後は、誰かが全介助し

なきやいけないわけですから、グループホームで済まない人が絶対いると思うんですね。ちょっとそのあたり、どうするかなというところを前向きにもう一步、ご検討いただけるとありがたいのかなというように思いました。

**○A部会長** そうですね。ちなみに、今ご指摘いただきましたけれども、施設入所支援についての強化だとか、どうしても国の方向性というのが、ある時期から、施設入所から地域での生活へというようになっていくところもあり、という面では、さらにそのあたりを咀嚼しなきやいけないという自治体のご苦勞と、実際の現場としては、そんなに減らせるもんじゃないよというところは、最近のデータでも出ているところで。

**○委員D** 蛇足ですけども、Dですけども、行け行けどんどんで、施設をいっぱい作っていくという方向性はないことは当たり前だと思うんです。ただ、今現在、最重度の方々のための施設というのは足りないというのは明らかなんです。施設で、手前どもも、お亡くなりになる方が1年に1人、2人ぐらいおられるんですけども、その後、東京都を通して募集するんですが、100人です、1名に対して。もう、50人どころじゃない、70人、80人ということで殺到するんです。それも、うちだけじゃなくて、いろんなところ、あるわけですよ。緑成会、それから東京小児とか、たまにあきますと、そこに100人近くの方が殺到するんですね。その中で、本当に最重度の方々からお受けするというようなことで、明らかに、今足りないと思います。

精神障害の方々は、社会的入院の中にいっぱいおられるというふうに聞いていますから、障害の分野によっては、グループホーム等に移行していただくという流れは当たり前だと思うんですけども、そういうレベルじゃなくて、やっぱり、残しておかなきゃいけない最後の集団というか、全介助を公的にしてあげるような場というのは、今しばらくは足りない私は思っているんですけども、この辺はいかがかなという問題提起をさせていただきました。

**○A部会長** 将来的には、そういった移行支援というんでしょうか、固定的にずっと施設であるとか、固定的にグループホームということではなくて、当然、グループホームにいる方の中にも将来的には施設入所が必要になる方もいらっしゃるでしょうし、施設入所をされている方の中にも、状況によってはグループホームで十分生活していけるという方もいらっしゃるでしょうから、そういったことも多分大事になるとは思いますけれども。

ご意見、いただきたいと思います。

**○委員A** Aですけども、余談かもしれないですけども、昨年7月に凄惨の事件があったやまゆり園で、やっぱり、グループホームの方にやった方がいいんじゃないかというような話も随分出ているんですけども、実態としては、やっぱりみんな、戻りたいという人が圧倒的に多いみたいなんです。だから、今の現状って、まだそういうところが必要なのかなというような感じではありますけれどもね。

それから、もう1点、ちょっと話が変わりますけれども、重点施策の3番目、作業所の、

それらを含めて工賃アップ、市として、工賃アップってこの重点施策に書いて大丈夫なんですか。

○事務局（小川障害福祉課長） それに対して、まずは市としてどういう支援が……ここを支援しますということで、してあるので、そういう意味で、市役所のロビー展なんかはその1つの取り組みということです。だから、そういう意味では、工賃アップというところを書き込んでも、まずいということはない、いいんで……。

そういう意味で、いろいろな販売の場所だとか、場所を広げていったりとか、それから、いろいろな受注を増やす取り組みというかな。今、市で、先ほど言った調達推進というような取り組みをしていますけれども、それは民間企業にもどんどん広がっていかないと、なかなか限界があるところなんで。

○委員A Aですけれども、東京都が、都内の作業所の幾つかを集めて、KURUMIRUという、やっていますね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○委員A 1つは都庁にあって、もう一つ、立川の伊勢丹、もう一つは錦糸町の丸井ですけれども、例えばイトーヨーカ堂のどこかに、そういうスペースを借りるって……

○事務局（小川障害福祉課長） KURUMIRUというのは、まさしくその東京都版なので。

○委員A 東京都版なので、その東大和版みたいな。

○事務局（小川障害福祉課長） だから、それで東京都にもいろいろ話を聞いたことはあるんですけども、やっぱり、それなりに東京都がそこへ金を投入しているというか。伊勢丹のあの店舗の一角を借りるのだから、すごい大変らしいですね。

○委員A そうですよ。大変ですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） そういう事を東京都としては支援しているということですよ。それレベルのことが東大和に出来るかといったら、ちょっとまたあれだけでも、一時、ロビー展が出来なかった時に、ヤオコーさんにちょっと橋渡ししてやったりというのはね、やっていますので、それは金をかけないことなんで、一時的な事だったら出来たりはしていますが。

○A部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員E 重点施策1の権利擁護のことで、差別解消法、将来的には、条例とか、そういうのってどうなんでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） 東京都が来年の10月だったかな、目指して条例をつくらと言っているんで……

○委員E 10月ですか。

○事務局（小川障害福祉課長） うん。恐らく、それが、市町村にとっては1つの大きな

影響が出てくるのかなと考えています。

○A部会長 よろしいでしょうか。

続きまして、3番です。次は、新しい計画の構成（案）ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） 資料2ですけれども、ここの部分は、今までの説明とかぶるところがございますので、簡単にとっています。

今申し上げたところで、従前の計画の構成を若干見直すようなところと、それから、重点施策というふうに掲げたところで、どれがその重点施策にかかわる取り組み項目なのかというところを明確にするというようなことを、この構成（案）ではお示ししております。

第4章のところの「障害者に係る施策の展開」というところが障害者計画に当たる部分ですけれども、ここの中で、ちょっとグレー、網かけしたところの下に、1-1の「障害者差別解消法に基づく取組み」のところを、【重点】というような項目を入れていますが、この【重点】と入れたところが、他の次の2ページ目以降のところにも幾つか出てきておりますが、この点について、重点的に取組みをしていこうというような表示があります。

それから、2ページ目のところの●がついている項目は、今度の法改正に伴って新たに取組んで、というような項目として出てくるというところでは。

それから、3ページ目のところで斜線が引いてあるところがありますけれども、福祉車両やのぞみ集会所などについては、取組みとしては終了するので、今回からは削除する。

4ページ目のところで、障害児の福祉計画を内包するというに伴って、新たに掲げたり、ちょっと場所を変えたりするというような項目ということでもあります。

一応、これに沿って、この後、市役所の課に投げて、それで新たに出てくる取り組み項目というのも今後あるかと思えますけれども、今のところ、こういう大きな枠組みでは、こういう形で各課の取組みを出していただくということを考えております。

以上です。

○A部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの構成（案）ということで、特に事業廃止の部分、それから重点施策にかかわる【重点】と書いている部分、それから、●の新規の事業、それから、△の手直しを加える事業というようなところでご確認をいただきながら、ご意見等々あればお願いしたいと思います。

よろしいですか。

では、今後、他の部署等からも上がってくる可能性があるということですので、また次回以降もこの（案）に基づいて検討を進めていただくとしますので、今日はこのくらいにいたしまして、次が、新たな成果目標の設定（案）ということで、資料3になります。

では、説明をお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） お時間がない中でたくさん資料がありまして、申しわけありません。

資料3については、前回の第1回のところで、新たな成果目標に対して、東大和市の現状はどうかということをお示しをさせていただきました。それにいろいろご意見をいただきましたので、それらを反映して、次期目標としては、こういう数値目標を立ててはどうかということをお示しするものであります。

まず、成果目標①の施設入所者の地域生活への移行というところについてですけれども、一番右の第5期のところの網かけがしてあるところが、今回、改めて掲げる数値ということになります。

施設入所者の地域移行者数につきましては、国は9%ということを掲げておりますが、これまでの議論の中で、現在入所されている方を地域へというところはなかなか難しいだろうというところで、現計画での積み残し部分もあるんですけれども、8.7%、4人程度の移行ということを掲げてはいかがかというようなご提案であります。

それから、成果目標①-2で、入所者数の削減の部分については、これまで、平成18年の42人という数値が当初ございましたが、現状で46人、第5期の計画においては現状を維持するというので、46人という数値にしてはいかがかというふうに考えて……算定基礎数値が46人で、43人という数値を掲げてはいかがか、というようなご提案であります。

それから、1枚めくっていただいて、成果目標②の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の部分につきましては、ここは、数値目標の部分は、東京都の方で計画をつくるということになっておりますので、市で独自でこの数値目標設定をするというのは、成果目標②-2、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということについてであります。この点については、前回でもお示ししたとおり、東大和市精神保健福祉関係者連絡会という連絡会が既にごございますので、それを活用するという方向で、目標を既に設置をしてあるという前提で、それを活用していくというような目標にしてはいかがかということです。

もう1ページめくっていただいて、その裏は、東京都のほうで定める目標になります。

それから、成果目標③、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活拠点等の整備、この部分は、国のほうでは、各市町村で1カ所は……1カ所というか、多機能拠点整備、あるいは面的整備という形で1カ所設けろというようなことでございます。

これは、重点施策の中にもこの部分は含めて掲げて、東大和市の現状で言いますと、総合福祉センター「は～とふる」が開設して、その機能の多くの部分を担えるのではないかというような前提のもとで、平成32年度までの間に、面的な整備、その下の目標、一番下のところに、東大和市総合福祉センター「は～とふる」や、地域生活支援センター「ウエルカム」の機能充実を図るとともに、その他の地域の社会資源を活用する面的な整

備での検討を進めて、32年度までに1カ所設けるというような目標設定にしてはどうか、ということです。

それから、次のページの成果目標④、福祉施設から一般就労への移行ということで、こちらの方は、先ほど来申し上げておりますとおり、法定雇用率が引き上がるということもありますので、国の目標に沿った目標設定をしていこうということで、まず、1、区市町村就労支援事業による一般就労の数は1.5倍、数で言うと、実績から比べて、21人ということになります。

それから、④-2、就労移行支援事業の利用者数、こちらについても、国が2割以上を増加ということでありますので、1.2倍として、平成28年度実績が10人でしたので、12人というような目標値です。

それから、次のページの④-3、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合、これはちょっと分かりづらいんですが、市内においてということが前提になりますので、市内では、この就労移行の事業所というのは、昨年10月に開設した「は〜とふる」1カ所のみですので、そこで、今、この3割以上就労移行をするということを前提として、その1カ所が達成するというので、100%というふうに考えております。

それから、④-4、就労定着支援による職場定着率、こちらについては、平成30年度から設けられるサービスということになるので、全く見込みというのは立たない中で目標設定しようということになりますと、とりあえず、国が掲げている80%以上、就労が開始されて1年間で8割の方はそのまま職場を離職することがない、というような状況をつくるというようなことを目標にしようということであります。職場定着率80%以上というのは、今の就労支援事業の中で見ますと、大体達成できるのではないかなというふうなことも考えております。

次に、成果目標⑤、障害児支援の提供体制の整備、ここは障害児福祉計画に当たりますが、けれども、この中で、⑤-1、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築ということで、この中には2つあります。児童発達支援センターを平成32年度末までに1カ所以上設置、同じく32年度末に、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制。この児童発達支援センターと、保育所等訪問支援というのは、児童発達支援センターの中で保育所等訪問支援の事業を実施するというので一体的というふうに考えられますので、現在、やまとあけぼの学園が老朽化をしているということの対策に合わせて、児童発達支援事業に地域生活支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していくということで、32年末までに1カ所設ける、というような目標設定にしてはいかがか。

なかなか、児童発達支援センターというのを1市で1カ所持つというのは難しいところですが、たまたま東大和市の場合には、公設で児童発達支援事業でやまとあけぼの学園というのを現に実施しておりますので、それをベースとして検討をしていけるというような点がございまして、それを踏まえた目標設定というふうに考えています。



それから、「医療的ニーズへの対応」というような点につきましては、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスと、児童発達支援事業所を1カ所以上というような目標でございます。

こちらについては、前回にも申し上げましたが、重症心身障害児を支援するということになると、医療的なケアも含めてということになりますので、なかなか、どの事業所でもできるということではございません。

一方、この市の近隣の市で、小平市、あるいは武蔵村山市、東村山市、そういうところで既に開設されている部分もございますので、市内での確保を努めるとともに、近隣市の事業所を活用して提供体制を確保するというところで、1カ所以上ということで、目標値としては掲げたいと思っています。

それから、最後に、協議の場という点については、ここでイメージしております保健・医療・障害福祉及び教育等の関係機関というものについては、地域自立支援協議会の構成メンバーがこれに近いというところで、地域自立支援協議会の活用というところをイメージして設置というような目標を立てる、というふうに考えております。

以上です。

**○A部会長** ありがとうございます。

目標値としては、国のほうの第1期から引き続きというふうな成果目標に関するものもありますし、後ろのほうで新規でここに入って、障害福祉計画に関する成果目標というのも入ってきておりますが、成果目標の設定（案）について、いかがでございましょうか。

Aですが、障害福祉計画については、たまたま、やまとあけぼの学園という公設のものが本市にはあるということで、これをセンターに移行していくということだけでも結構大変かなと思いますけれども、それを、あえて掲げていく。それから、重心関係、医療的ニーズについても、2つの事業について1カ所以上というふうな目標値を立てるというようなことで、自立支援協議会を活用して連携の場をつくっていく、このあたりの整理ということではありますが、よろしいですか。

それでは、後ほど設定（案）についてご確認いただくということで、以上ですか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** そうですね。議題としては以上です。

**○A部会長** では、全ての議題がこれで終わりましたので、用意された議事は以上ですが、その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 長い時間、ご審議ありがとうございます。議題が盛りだくさんで消化不良のところもあろうかなとは思いますが、これを踏まえて、次回の部会で、素案という形でこれをおまとめしてお示しできれば、というふうに考えております。

次回、第3回の障害者部会の日程についてでございますが、10月中旬ごろの開催ができればというふうに考えております。

今日お集まりの皆さんで、もし具体的な日程が決められるようであれば、決めさせていただきたいというふうに思っておりますが、具体的には、3週目くらいですか、10月16日月曜日から、20日の金曜日、それまでの間で、曜日とかで、もう既に予定が埋まっているとかということがあれば、いただいて。

○委員E 水曜日が。

○事務局（小川障害福祉課長） 18日はだめ。

○委員D 私は、もう、18日はだめなので。

○事務局（小川障害福祉課長） よかった。18日が、都合悪い日が……

○蒲生委員 私、16日の月曜日が授業があるんです。あとは大丈夫です。

○事務局（小川障害福祉課長） そうしますと、仮に……今日が水曜日、そうしたら、17の火とか、19の木あたりはいかがでしょうか。

若松さん、大丈夫ですか。

○委員C ええ。

○事務局（小川障害福祉課長） じゃあ、10月19日の木曜日ということで仮決定というか、場所を確保させていただいて、またお知らせします。一応、ほぼ大丈夫とは思いますが、予定をお願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

もう1点、緑のチラシがございます。地域自立支援協議会と障害者相談員の公開研修会ということで、8月19日に、中央公民館のホールのほうで実施します。毎年、公開で実施しておりますけれども、多くの方のご参加を得ているということで、この障害者部会のほうにもご案内を差し上げるものであります。

ことは、東大和と武蔵村山の社会福祉士会というのがございますが、そちらのほうで「クロスロード」という、これは阪神・淡路の大震災の時の、災害対応に当たった方へのインタビューとかをもとにつくられた災害対策としての教材がもとであります。それを福祉版に置きかえたものを、社会福祉士会のほうで作成したということです。そちらを実際に体験してみましよう、というような試みであります。

そこに例題的に書いてあると思うんですけども、例えばこんな時にあなたはどちらを選びますか。毎朝、通勤途中にすれ違う障害者の方がいます。最近は身なりも汚れも目立ち、やせてきていますが、あなたは行政などに連絡しますか。その時に、二者択一でどちらに進むのかということそれぞれで考えていただいたり、その理由、どうしてあなたはそう考えたんですかということを通して、みんなで考える。どのように支援をしていったらいいのかということを考えるという、やや例文形式のもので理解を深めていくことができるというようなものです。

いろいろな立場の、障害のある当事者の方、あるいは支援者の方、あるいは本当の一般市民の方にご参加いただいて一緒に考えるということが非常に、この催しの趣旨ですので、周りの方にもぜひお勧めいただいて、ご参加いただければというところであります。

その他の議題は、以上です。

○A部会長 それでは、皆さん、よろしいでしょうか。

では、若干予定の時刻を過ぎましたけれども、本日は、どうもありがとうございました。